共 同 研 究 契 約 書

　○○○○○○○(以下｢甲｣という｡)　と学校法人埼玉医科大学(以下｢乙｣という。)　とは、

共同研究を行うにあたり、次のとおり契約を締結する。

（研究の目的）

第１条 甲及び乙は、研究課題 ｢○○○○○○○○○○○○○○」（以下「本研究」という。）を行うことを目的とする。

（研究の分担及び内容）第２条　本研究の分担及び内容は、以下のとおりとする。 　甲：

 　乙：

（研究の実施場所）

第３条　本研究の実施場所は、次のとおりとする。

　　 　 　甲：住所

 法人名・研究施設名

所属部局

 　乙：住所

埼玉医科大学・研究施設名

所属部局

（研究の実施期間）

1. 本研究の実施期間は　○年○月○日から○年○月○日までとする。

（共同研究員）

第５条　甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる研究員を本研究に参加させる（以下「共同研究員」という。）。

２　甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の共同担当者として参加させようとするとき、又は自己の研究担当者を変更するときは、あらかじめ相手方に書面により通知し同意を得なければならない。

（研究の費用）

1. 甲及び乙は、第２条に定める研究分担により発生する費用につき、それぞれが

負担する。

（研究従事者の派遣）

第７条　甲及び乙は、本研究の実施について必要と認められるときは、相手方の同意を得て、その研究員や職員を相互に派遣することができる（以下「研究従事者」という。）。

（研究施設及び装置の使用）

第８条 甲及び乙は、本研究の実施のために必要な施設及び装置を、互いの同意を得て相互に使用することができる。

（物件に係る権利の帰属）

第９条 本研究を行うために取得した物件（設備、備品等）に係る権利は、その費用を負担したものに帰属する。

（第三者への提供等）

第１０条 甲又は乙が本研究を行うために相手方へ提供した試料（遺伝子、抗体、化合物、試薬、動物、生体等）や材料等は、第３条に記載の実施場所において、別表第１に記す共同研究員によって本研究目的のためにのみ使用されるものとする。甲又は乙は、相手方の文書による承諾なしに、当該の試料や材料等を第三者へ提供又は分譲してはならない。

（研究成果の発表）

第１１条 甲又は乙が、本研究の成果の一部又は全部について発表しようとするときは、 あらかじめ相手方と協議して､その同意を得るものとする。

（知的財産権）

第１２条 本研究に基づき発明等をなしたときは、その発明等に係わる特許等を受ける権利及び当該の特許権等は、原則として甲、乙共有とする。

２　甲又は乙に所属する者が、それぞれ単独で発明等に至った場合には特許等を受ける権利及び当該の特許権等は甲又は乙の単独所有とする。ただし、相手方の文書による同意を得るものとする。

３　第１項により共同で特許等の出願をするときは、権利（以下「共有特許」という。）の持分、維持、管理、手続等について定めた共同出願契約書を締結するものとする。

（実施）

第１３条 甲及び乙は、前条の共有特許について第三者にその実施を許諾することが適当であると判断した場合、許諾の条件等について、他の当事者と協議のうえ、第三者に実施許諾することができる。

（機密保持）

第１４条　甲及び乙は、あらかじめ相手方の同意を得た場合を除き、本研究の成果並びに相手方から開示、提供に関連して知り得た機密に関する事項を第三者に開示してはならない。機密情報が、口頭又は視覚により開示されるときは、開示時点で機密である旨を明確にし、開示後30日以内に、開示当事者が書面で相手方に対し通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

 （１）開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報

 （２）開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

 （３）開示を受け又は知得した後、自己の責めによらず公知となった情報

 （４）正当な権原を有する第三者から適法に取得した事を証明できる内容

 （５）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

２　甲及び乙は、前項で定める機密情報（第１項ただし書に掲げるものを除く。）を本共同研究及び本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得たときはこの限りではない。

（準用）

第１５条　第１２条及び第１３条の規定は、実用新案及び意匠並びにプログラム著作権に準用する。

（契約の変更及び解約）

第１６条 甲又は乙が、次の各号の一つに該当する場合は、甲乙合意の上、本研究を中止し、本契約を解除することができる。　（１）天災地変その他不可抗力により、本研究の遂行が困難となった場合　（２）甲又は乙により本研究の中止の申し出があった場合

２　甲又は乙は、前項の規定により、本契約を解除した場合、相手方の受ける損害については責めを負わない。

（有効期間）

第１７条　本契約の有効期間は、第４条に定める研究の期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、第１１条、第１２条及び第１４条の規定は本契約の有効期間終了後も３年間効力を有するものとする。また、第１３条及び第１５条の規定は、当該有効期間中に生じた、共有の特許権、実用新案権、意匠権、プログラム著作権の権利消滅まで有効とする。

（損害賠償）

第１８条　甲又は乙は、甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な

過失によって他の当事者に損害を与えたときには、他の当事者が直接的に被った通常の損

害の範囲内で賠償しなければならない。

（協議）

第１９条 本契約書に定めのない事項又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた場

合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定める。

（以下、署名押印の頁まで空白）

この契約の締結を証するために、本契約書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各１通を保有する。

　　 ○ 年 ○ 月 ○ 日

　　　　　　　　　 　 　 甲 　住 所

　　　　　　　　　　 　 　 法人名

 代表者

 氏 名 　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　 乙 住 所 埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷３８番地

　　　　　　　　　　 　 　 法人名　 学校法人埼玉医科大学

 氏 名 埼玉医科大学　学長 　　　　　　印

（別表第１）第５条に基づく共同研究員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 |  　氏 名 | 所 属／役 職　　　 |
| 甲 |  |  |
| 乙　　 |  |  |